

カーボン・オフセット第三者認証基準へのパブリックコメント及び対応

## カーボン・オフセット第三者認証基準(案)の意見募集の実施結果について

### 1. 意見募集の概要

カーボン・オフセットの一層の活性化について検討するため、「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」の開催や、検討結果として「我が国におけるカーボン・オフセットの取組活性化について(中間取りまとめ)」が公表されている。その中で、取組事例の増加や市場活性化に向けた方策として、カーボン・オフセット認証主体の多様化が提言されたが、これを受け、新たな認証プログラムにてカーボン・オフセット認証、カーボン・ニュートラル認証及びカーボン・ニュートラル計画登録を取得する際に必要な要求事項及び手続等を定めた「カーボン・オフセット第三者認証基準(案)」をカーボン・オフセット制度運営委員会において策定し、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間:平成24年5月30日(水)～平成24年6月8日(金)
- 告知方法:環境省カーボン・オフセット制度ホームページ
- 意見提出方法:電子メール、郵送、FAXのいずれか

### 2. 提出された意見数

意見数:4団体、36件

### 3. 提出された意見

パブリックコメントを通じて提出された意見は、次頁以降のとおり。

パブリックコメントを通じて提出された意見とその回答

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
1	1.3.1 算定に係る原則 2.4.2 認証に係る原則 2.3.8 温室効果ガス排出量等の算定方法	活動量及び排出係数について、事業者が根拠を明示する事が求められており、認証機関が根拠を確認することまで求められていない。P3 1.3.1 に算定に係る原則、P10 2.4.2 に認証に係る原則が挙げられており、これらの原則を満たすためには、認証機関は根拠を確認する必要があるのではないか。	ご意見いただきましたとおり、2.4.2 認証に係る原則に則り、認証機関には根拠を確認していただく必要があるものと認識しています。
2	1.3.2 クレジットのダブルカウントの防止	本基準で対象としているダブルカウントは発行されたクレジットが複数のカーボン・オフセットに利用されるダブルカウントのみを対象としているが、クレジット創出側におけるダブルカウントの防止についても、原則として認めないこと（創出側でクレジット売却後も削減カウントしたままのクレジットは利用しないこと）は、クレジットを利用する側の制度の基本的考え方として明記してはどうか。	ご意見いただきましたとおり、創出側におけるダブルカウントについても留意すべきであり、現状 J-VER 制度ではダブルカウント防止措置を講じることとなっております。 他方国内におけるさまざまなクレジット制度がある中で、創出側におけるダブルカウント防止措置が定まっていないと考えられるものもあることから、例えば、ニュートラル認証については、附則 2.2 において、無効化するクレジットの総量の過半については、3.1.1.9 の要件を満たすクレジットを用いることを要件とし、ダブルカウント防止措置が講じられているクレジットを優先的に用いることとしています。
3	1.3.2 クレジットのダブルカウントの防止	クレジット創出者が地方条例等により削減義務等を負っている場合、この厳格な削減義務側の制度でクレジット創出分については削減カウントしたままで良い事が明記されている場合においては、このクレジットをオフセット認証や CN 認証で用いていいことを明記してはどうか。	1.3.2 クレジットのダブルカウントの防止に「オフセットに用いられる、認証された温室効果ガスの排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）のダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避すること。」と記載がありますが、意見番号 2 に対する回答のとおり、創出側におけるダブルカウントについても留意すべきであり、たとえその他の制度で削減カウントしたままで良いことが認められていたとしても、本制度ではオフセットに用いられることを認めておりません。（ただし、意見番号 2 に対する回答のとおり、ニュートラル認証については、附則 2.2 において特例が定められています。）

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
4	1.3.2 クレジットのダブルカウントの防止 2.4.4 認証の効果	オフセット認証においてもCN認証においてもオフセットの対象となる排出と期間が温対法の報告対象と一致しており、経済産業省・環境省告示第4号と一致した期間に無効化が実施されている場合においては、本認証制度でクレジットのダブルカウントが防止されることからバウンダリと期間、手続き、タイミングが一致しており、オフセット主体やオフセットの価値帰属先と合意していることを条件として温対法の調整後排出量として算入できるようにし、本基準でも明記していただきたい。 オフセット及びCNの導入を検討する事業者においては大きなインセンティブとなり、普及に資すると考えられる。	御意見の趣旨が、事業者がクレジットを無効化した場合、一定の条件を満たせば、当該無効化により、オフセット認証やニュートラル認証を取得するとともに、温対法の算定・報告・公表制度の調整後排出量としても報告できることを明記すべきということであれば、御認識のとおりでございますが、認証基準は認証に係る要求事項を定めたものであり、御意見の点は別文書（たとえば、カーボン・オフセット第三者認証プログラム申請の手引きや普及啓発で用いられる資料等）にてご紹介していきたいと思っております。
5	2.1 認証区分 表2 カーボン・オフセット認証区分	認証区分のⅡ型 自己活動オフセット支援については「商品・サービスを介し、当該商品・サービスを購入・利用する不特定多数の消費者個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するもの。」と定義されているが、オフセットの対象が当該商品等の購買等に関わった消費者個人の日常生活に伴う排出に限定されており、この理由は記載されていない。 環境省指針においては自己活動オフセット支援の定義はなく、また同指針において自己活動オフセットの実施者は市民に限定されていないこと、Ⅱ型のオフセットについてはその対象を商品提供者等が決定すること、日本のGHG排出量は家庭部門のみならず業務部門等においても伸びていることを考えれば、Ⅱ型を認める場合においては、必ずしも①購買等に関わったものへの限定および②消費者個人の日常生活の排出への限定については、あえて制限する必要はないのではないか。 よって以下の二点を提案する。 ①商品等の購入等に関わったものに限定せず、より幅広に対象としてはどうか（商品の購入を通じて、購入者以外の特定の地域や集団の）。 ②オフセットの対象を消費者個人に限定することなく幅広に認めて、BtoB商品における顧客企業の排出の一部等も認めてはどうかこれらをより幅広に認めることで、Ⅱ型によるオフセットの普及を促進するものと考えられる。	ご意見のとおり、支援型の取組へのニーズが高いことは十分に認識しておりますが、現行のⅡ型は他の認証区分とは異なり排出量の算定や排出削減の取組を定型化しやすいという理由のもとで、特例的に設定された認証区分であり、現状においてもいくつかの問題が内在しています。 頂いたご提案については、改めて、今後の課題として調査・研究を進めていきます。

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
6	2.2 認証の種別 表3 カーボン・オフセット認証の種別	認証申請から認証対象活動の開始まで一定の期間を要するケースや、認証取得を条件に認証対象活動開始前に無効化を実施するケースも存在することから、認証制度のユーザーが当制度を使いやすくするためにも、旧制度同様に仮認証の種別を残してはどうか。	旧制度では委員会開催日の制約があったため、仮認証を設けておりましたが、新制度では認証機関により認証が付与されることとなり、委員会開催日等の制約はなくなることから、仮認証を設定する必要性はないと思われまます。
7	2.3.1 申請者の要件	認証の対象となる対象活動＝オフセットのバウンダリではないことを明確にしていきたい。 例えばオフセット商品提供者が商品の使用や廃棄段階のGHG排出をオフセットするケースであれば、オフセット対象活動は申請者が実施しているものでないことから「認証の対象となる対象活動＝オフセットのバウンダリ」と定義されると、申請が行えないことになってしまう。	算定対象範囲は認証基準 2.3.8①～③のステップにそって設定されるものであり、必ずしも認証対象活動と一致するわけではございません。
8	2.3.1 申請者の要件	申請者が認証機関と独立していることは要件としては必要と考えるが、これを証明するのは認証機関の役割としていただきたい。認証機関から独立していることが申請者の要件として求められているが、単一商品で継続して申請を行うケースや複数商品で申請を行うケースなど、結果的に認証機関と継続して取引するケースが考えられる。この際に「独立」と「利害関係」の解釈が問題になると考えられることから、これらの解釈については認証機関内の基準を満たせばよいことを基準内またはFAQ等で明示していただきたい。	認証機関は、申請者の取組が本基準を満たしていることを認証するため、認証を通じて、2.3.1の要件についてもチェックすることとなり、結果的に認証機関の独立性に係る証明を行うものと考えます。
9	2.3.2 申請の単位	幅広に解釈できることを明確にしていきたい。 商品購入者がオフセット主体となる場合、法人毎や個人ごとに主体が同一であることを要件とした場合、申請回数が多くなってしまふことから、例えば「商品購入企業」、「商品利用者」、「イベントの参加者・関係者」等の単位で申請が可能であることを基準内またはFAQ等で明示していただきたい。	申請者は、原則として、個別具体的に1つのものとして特定できるカーボン・オフセットの取組ごと（例えば、商品・サービスの場合は、一般名称や複数商品等を取りまとめる総称ではなく、個々の商品・サービス名が特定できる、会議・イベントの場合は、同一の日時・場所で開催されるなど）に申請を行わなければならないとし、その旨修正いたしました。複数の取組を取りまとめて申請される場合の申請方法については、各認証機関とご相談ください。
10	2.3.3 取組名称	I-1型およびII型については、申請対象となる商品・サービス名を含み取組の内容を明確に示すことが求められているが、商品提供時や広告時の情報提供において誤解が無いよう配慮されていることを条件に、取組名称においては商品分類程度のくくりで名称を特定していれば個別の商品について特定する必要はないよう	取組名称については2.3.3に記載がありますように、取組の内容を明確に示すものとしております。 商品分類程度のくくりで名称を特定する場合、対象商品の中にカーボン・オフセット対象外の商品が含まれている場合は、表5情報提供項目の「認証取組の概要」に、「一部」と表示す

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>に明記していただきたい。(例えば、カーボン・オフセット化粧品という取組名称で販売する際に、実態はファンデーションと化粧水と乳液がオフセット対象商品である場合、広告等の情報提供において Mascara や日焼け止めなど他の商品と混同して情報提供し誤解が発生することを防止していれば、取組名称上は「化粧品」と表現できるようにしていただきたい)</p>	<p>るなど誤解が生じないように記載願います。</p>
11	<p>2.3.8 温室効果ガス排出量等算定方法 ③算定対象範囲の設定 ④排出量の算定</p>	<p>対象範囲の広さと算定の精度を天秤にかけた際に、いずれがより重要であるか明示していただきたい。 また I 型と II 型のいずれがより望ましいか、明示いただきたい。</p> <p>I-1 型における排出量の算定においては、自社のエネルギー管理権原が届かない排出源を対象活動とするケースが考えられる。これらの活動量データの取得はきわめて煩雑で、かつ途上国等で製造されている製品の場合 a) に示されるような精度でエネルギー利用状況が把握されていないケースも多々ある。また排出係数の取得においても海外の途上国等で生産活動が実施されている場合、電力会社等が排出係数を公表していないケースも存在する。より広い対象範囲をオフセットしようと試みるほどに算定にかかる負荷は増大するとともに、一定規模の予算で算定値の一部をオフセットする場合はオフセットの割合が減少することになり、算定対象範囲を拡大する取組を阻害することになりかねない。</p> <p>このように算定を実施する I-1 型においてのみ、GHG 排出量算定において過剰な負荷がかかると、算定および検証の負荷が少ない II 型のオフセットで済まそうと考えることは予算が限られている民間企業においては起こり得ることで、商品のオフセットにおいては、カーボン・オフセットの「知って、減らして、オフセット」という手順を踏まない取組に誘導される可能性も懸念される。これらは算定にかかる基本原則の完全性と正確性がトレードオフの関係にあることから発生するジレンマであると考えます。</p> <p>本基準においては「算定対象範囲はなるべく広めにとることが望ましい。」とされているものの、対象範囲の広さと算定の精度を天秤にかけた際に、いずれがより重要であるのか、基本的な考え方を示すことが適切な算定対象範囲の設定と算定を促進するものと</p>	<p>対象範囲の広さと、算定の精度はいずれも重要であります。算定において過剰な負荷がかかることを避けるために、1.3.1 算定に係る原則として、保守性を設定しておりますので、算定の際に保守的な数値を使用することで、負荷を軽減することを可能としております。</p> <p>I 型と II 型のいずれが望ましいかについては、II 型は認証基準設定時の初期的な特例措置であることから、カーボン・オフセットの定義に照らし合わせれば I 型が望ましいと考えます。</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		考えられる。	
12	2.3.9 温室効果ガス排出削減の取組 ①認証対象活動等に係る排出削減の取組	申請者の要件とも関与する部分であるが、OEM を行っている企業や、商社、販売会社、小売事業者の場合は認証対象活動（オフセット対象活動）におけるエネルギー管理権原が存在しない場合が考えられる。 このようなケースは認証対象活動を実施している取引先への GHG 削減の要請等の取組をもって、申請者の排出削減の取組として認めていただきたい。	取引先に対する排出削減要請に応じて、取引先が削減に取り組まれたことが証明されれば、認証対象活動における排出削減として認めることは可能です。
13	2.3.9 温室効果ガス排出削減の取組 ①認証対象活動等に係る排出削減の取組	基準においては「認証対象活動において、排出削減の取組を実施していること。」と求められているが、新商品の場合などは過去と比較して削減している、という活動を論証することは困難である。また、オフセット商品の製造等に関わらず、過去から削減取組を実施しており、オフセット対象商品の製造を契機に新たな削減取組を実施しないケースも考えられる。 これらのケースにおいては一般的な削減取組と同等の取組が実施されていれば削減取組は実施されているものと解釈できることを明示いただきたい。	排出削減は実施していただく必要がありますが、ご意見を踏まえ、2.3.9①a)に「また、認証の対象となる商品・サービス等が新商品である場合など、過去と比較して温室効果ガス排出量が削減されていることを示すことが困難な場合は、例えばいくつかの水準点（ベンチマーク）を示しそれと比較すること、あるいは、同様の商品・サービス等における取組と比較する等、当該取組が排出削減に値していることを説明する必要があります。」と追記しました。また、カーボン・オフセット第三者認証プログラム申請の手引き等において例示を行っていく予定です。
14	2.3.9 温室効果ガス排出削減の取組 ①認証対象活動等に係る排出削減の取組	グリーン電力証書については J-COF の FAQ において削減の取り組みとして整理する手法が紹介されているが、削減として扱うにしろ埋め合わせとして扱うにしろ無効化の手続き等による二重使用の排除は必要であると考え。削減取組に他の制度における流通する環境価値を用いる場合、どのようなものが認められるのか、無効化の手続きが可能な国内クレジットを無効化することによって削減取組として取り扱うことが可能か基準において明示いただきたい。	現在、国内クレジット制度と J-VER 制度の統合について別途議論されていることもあり、議論の目途が立ってから、国内におけるクレジットの全体整理をする中で、検討させていただきます。

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
15	2.3.9 温室効果ガス排出削減の取組 ①認証対象活動等に係る排出削減の取組 ②排出削減の取組のタイミングについて	削減取組が実施済みであることを要件から外し、実施予定でも良いことにはどうか。 基準においては「認証対象活動において、排出削減の取組を実施していること。」と求められているが、環境省指針におけるカーボン・オフセットの定義においては「・・・主体的にこれを削減する努力を行うとともに・・・」と記載されており「主体的にこれを削減する努力を行った上で」とは記載されていない。このことから考えると基準の「排出削減の取組を実施していること」という要件は指針に比べて過剰であり、②申請者自身の排出削減の取組と同様に「実施又は実施を予定していること」としてはどうか。	指針p3「1(1)カーボン・オフセットとは」において「カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、 <u>削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等</u> (以下「クレジット」という)を購入すること…」と記載しており、下線部にありますように、削減努力してみてもどうしても減らない部分の排出量についてクレジットの購入等により埋め合わせるとしております。従って、ご意見にありますように削減実施を予定している場合ですと、下線部の把握が困難になるかと想定されますので、削減取組は実施済みであることを要件としております。
16	2.3.9 温室効果ガス排出削減の取組	自ら創出したクレジットを用いて無効化した場合は、いわゆる「削減努力」に該当できると記述されているが、次行の①及び②のいずれなのか？少なくとも自らのクレジットでのオフセットは、カーボン・オフセットには値しないと定義づけている以上、(2.3.11、③)①の認証対象活動での削減努力に充当すべきではない、と考える。したがって、本項2.3.9の要求事項が①かつ②を指すのであれば、①については真水での削減努力に限定すべきである。自らのクレジットといえども、本認証範囲との区別を明確にすべきと考える。	ご意見のとおり、②に限定することが望ましいと考えられますので、②に限定する旨、修正いたしました。
17	2.3.9 温室効果ガス排出削減の取組	削減認証品目に化石燃料由来の合成洗剤から動植物油脂由来の石けんに切り替えた場合による二酸化炭素削減効果を加えてほしい。	オフセット認証制度では、排出削減の取組自体を認証するものではなく、認証対象活動において排出削減の取組を促しているものであり、削減の取組自体を特定するものではありません。



意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
18	2.3.11 クレジット調達と無効化	<p>①JPA も再度含めてはどうか。</p> <p>②我が国の温室効果ガス排出量（インベントリ）として計上されない排出量においても J-VER および都道府県 J-VER が利用可能である場合は、このことを明示いただきたい。</p> <p>③クレジットの利用可能な年限を明示いただきたい。</p> <p>クレジットの利用可能な年限においてはクレジット創出者・取り扱い事業者・オフセット実施者に不利益がないよう、可能な限り長く設定いただきたい。たとえば京都クレジットにおいては、オフセット対象期間が第一約束期間と一致していることを条件に第一約束期間の調整期間中においては償却処理を認めることとし、第一約束期間以降がオフセット対象期間の場合はレジストリの運用が継続することを前提に取消処理によるオフセットを継続して認めることとしてはどうか。</p>	<p>現在、国内クレジット制度と J-VER 制度の統合について別途議論されていることもあり、議論の目途が立ってから、国内におけるクレジットの全体整理をする中で、検討させていただきます。</p>
19	2.4.1 認証機関の要件	<p>認証機関の要件については、基準（規格）上は記載の通りで結構だが、本制度上は時間制約上、限定的であることから、すくなくとも運用開始当初は他の制度同様に「暫定処置」を設けるべきではないか？受け皿（認証機関）は多い方が、本制度の趣旨である「多様性への対応」にも整合すると考える。</p>	<p>認定機関による認定事業開始からかなりの年月が経過しており、暫定処置を設定しなければ本事業遂行上の問題が生じる状況ではないことから、暫定措置は設けておりません。</p>
20	2.4.2 認証に係る原則 2.4.5 認証取得者が認証後に遵守すべき事項	<p>「カーボン・オフセット制度実施規則（案）」の意見募集でも提出された意見であるが、商品にラベルを付与する際に事業者名等の表記を要件から外していただきたい。</p> <p>意見としては 2 点、①情報提供量を可能な限り減らしていただきたい。②商取引上なじまない仕入先情報の直接的な公開を避けたい。</p> <p>オフセットラベルの表示により表される情報において認証取得者またはオフセット主体がカーボン・オフセットを行ったことが明確に判別可能であることが求められており、P11 g) においても「認証取得者は、オフセットラベルを使用する際、認証番号、制度管理者の定めるウェブサイト、認証取得者名、及び当該認証対象活動を特定できる情報を明記」とあるが、商品等にラベルを印刷する際にはそのスペースはきわめて限られており、多量な文字情報を掲載することは現実的ではない。そもそもラベルが一見して何らかの基準を満たした商品等であることを分かりやすく伝えるた</p>	<p>御意見を踏まえ、①は情報提供項目を精査し減らしました。</p> <p>②はご不便な点はあるかと思いますが、現時点ではⅡ型の取組等認証取得者がオフセット主体と異なるような取組の場合、ラベルが添付された商品等を消費者等の第三者が見た際に、誰が認証を取得しているのか、誰が認証を取得した取組に対する責任を負っているのか等をわかりやすくすることは消費者保護の観点から非常に重要であるとの専門家等のご意見を踏まえ、消費者等の第三者に誤解を生じないように工夫しておりますが、カーボン・オフセットの認証区分やオフセット主体の整理とあわせ、簡素化できる可能性について次回以降の運営委員会にて諮る方向で検討いたします。</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>めのものであることを考えた場合、商品等において様々な情報を掲載することは当初のラベルの目的を満たす行為とは言い難い。また商品をオフセットする場合、申請者と販売事業者が異なる可能性があり、かつ、販売事業者は商取引上の観点から、その顧客に対して仕入先である申請者名を明示したくないというケースは多く存在すると考えられる。</p> <p>ラベルの表示に当たっては認証番号や WEB サイト URL から認証に関する詳細な情報の取得へ誘導可能であれば、事業者名や対象範囲の表記を行わなくても良いようにしていただきたい。</p> <p>商品情報の提供は WEB や POP、商品説明書等による情報提供により相互補完的に行うもので、基準案のように多量な情報を商品に掲載することを要件としては、商品販売の現場の状況にそぐわず、本認証ラベル自体の利用が敬遠され、普及が阻害されてしまうと考えられる。</p>	
21	<p>2.4.3 認証機関の業務</p> <p>2.4.5 認証取得者が認証後に遵守すべき事項</p>	<p>認証案件の情報は認証機関が各々に公開するだけでなく、制度管理者の WEB 上にいずれの認証機関が認証したものであっても、全ての認証案件の情報を掲載し、他のオフセットを検討中の事業者や一般消費者が一覧で情報を取得できるように情報提供を行っていただきたい。</p> <p>これらが一覧で提供されていることで一般消費者の認証情報へのアクセスを容易にするとともに、今後オフセット認証の導入を検討している事業者の参考となり、普及啓発に資すると考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、認証機関の管理する WEB サイトではなく制度管理者の WEB サイトにおいて一元的に管理して公表するよう、修正いたしました。</p>
22	<p>2.4.6 認証取得者の認証の効果に対する不正使用等に伴う措置</p>	<p>認証機関が、認証書・オフセットラベルの不適切な使用を発見した場合、必要な措置をとることを求めている。カーボン・オフセットの認証審査の場合、サーベランス審査等がないため、不適切な使用を発見する事は困難である。</p> <p>よって、発見する行為者は、「認証機関ならびに制度管理者」とすべきではないか。</p>	<p>2.4.6①の規定については、常に不正使用に関する調査を行うことを求めるものではなく、発見した場合に適切な措置を取るように求めるものです。</p> <p>また、不正使用等の調査は、認証機関のみならず、別途監督委員会においても調査及び対応がなされることとしております。</p>
23	<p>2.4.9 後発事</p> <p>2.5 認証取得後の変更申請</p>	<p>変更申請の期限を一部緩和し、認証機関に「認める」機能も与えていただきたい。</p> <p>変更の申請にあたっては「当該変更を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、その理由及び変更内容を示し、認証機関に変</p>	<p>各認証機関によって事情が異なるかと存じますので、基準を「30 営業日」から「原則として 30 営業日」と修正いたしました。</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>更申請を行わなければならない。」とあるが、急ぎでかつ突発的な大量の追加注文等で、変更実施日から30営業日より前に申請を行うことが困難なケースも考えられる。この場合、せっかくの大量のオフセットの機会を逃すことになり、申請者、ひいてはクレジット創出者にとってもデメリットになる。</p> <p>変更申請の期限については原則として変更の30営業日より前に速やかに変更申請を行うこととし、30営業日前より後に変更申請を行った際でも、変更を実施する日までに認証機関により継続が認められた場合は継続して認証の効果을主張することができるようにしてはどうか。</p>	
24	3.1.1.5 カーボン・ニュートラルの取組に係る活動の境界の設定	<p>①対象期間にも遡ることが可能な年限を設けてはどうか 対象期間の設定においては任意で設定可能となっているが、基準年の設定については削減量評価を目的とし平成2年度以降の任意の年での設定が可能となっている。これは平成2年度以降に基準年を設定しつつ、これより前に対象期間を設定することも可能なため、対象期間は平成3年以降等と遡ることが可能な年限を定めてはどうか。</p> <p>②対象期間と基準年は重複してはならないことを明記してはどうか 「カーボン・ニュートラル認証制度における問合せに対する回答（お知らせ）（対象期間と基準年設定に関する事項）」（平成24年2月8日）においては「対象期間と基準年は明確に区分すべき」とされているが、本基準上の記載からは基準年の設定の目的が削減量評価であることは記載されているものの、同回答に記載されている通り要求事項には明記されておらず、重複を排除することを読み取ることはやや難しいため、誤解を避けるために明記してはどうか。</p>	<p>①カーボン・ニュートラル認証においては、今後の取組を促進することが施策の趣旨であり、対象期間を遡ることは想定しておりません。対象期間は基準年度より後に設定しなければならない旨を追記いたしました。</p> <p>②御意見を踏まえ、重複を排除するため、対象期間は、基準年終了以降の期間において、申請者が任意に定める開始日から1年以上の期間を設定しなければならないと修正いたしました。</p>
25	3.1.3.1 認証に係る原則 3.2.3.1 計画登録に係る原則	<p>基準においては「認証対象のサプライチェーンに関連するすべての側面を考慮したものでなければならない。」とされているが、認証対象のサプライチェーンの全ての側面を考慮すると、結局は連鎖的に広がるサプライチェーンの全てを範囲とする必要があり現実的ではないと考えられる。「すべての側面」の表記を「主</p>	<p>認証に関わる原則は、ISO14020の「環境ラベル及び宣言——一般原則」の原則5「環境ラベル及び宣言の作成は、製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮したものでなければならない」を参照したものです。御意見を踏まえ、「認証対象活動のサプライチェーンに関連する可能な限り</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>要な側面」等と改変してはどうか。</p>	<p>多くの側面を考慮しなければならない。」と修正いたしました。</p>
26	3.1.3.2 認証の効果	<p>ラベル表示については、認証有効期間内に限り、当該商品やサービスに伴い排出する温室効果ガス排出量が算定されカーボン・ニュートラルとなっている場合においてのみ、当該商品や商品パッケージ、サービスに関わる印刷物等の広告媒体等へのニュートラルラベルの表示を行うことができるとされている。</p> <p>これに関して2点懸念される。</p> <p>①CN 対象期間中に製造した商品在庫にしか表示が許されない矛盾 CN 対象期間中に製造した商品で、CN 認証申請および認証取得の期間を経た後にも残っている在庫にのみ追加でラベルが印字されることとなる。これは商品のパッケージや印字にかかる排出も CN 化の対象に含めた場合、成立し得ない。また仮に対象範囲を商品の製造等に限定した場合でも、認証取得にかかる期間を超えて在庫として残ったもののみ表示が許される形であるためその実現可能性はきわめて低い。</p> <p>②サービスに関わる印刷物等の広告媒体等の CN 化が求められるのか曖昧。仮に、ラベルを表示する場合においては、ラベルを表示する印刷物や広告媒体等についても CN 化を求めると解釈した場合、CN 対象期間中にラベルの発行をうけることは困難であるため、成立し得ない。また、過去の CN 認証制度 HP に掲載されていたような名刺への CN ラベルの印刷も成立しない。</p> <p>そもそも CN ラベルは過去の取組にのみ付与されるものであり、取得企業にとってはラベルの利用価値は低い。ラベルは現在または未来に関するものでない限りは利用する価値が低いことから、CN 計画登録においても計画登録用の新たなラベルを作成するなどして、企業の今後 CN 化を目指すという姿勢や、現在 CN 化に向けて取り組んでいることを示せるような「企業が使いたくなるラベル」を創設すべきと考えられる。</p>	<p>本基準で定めるカーボン・ニュートラル認証は、組織の活動全体のニュートラル化を中心に構成されており、組織における過去の取組が認証されることとなります。ご意見いただいた表示による利用や商品等のニュートラル化については別途検討していくことになるかと思われまます。</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
27	3.1.3.3 認証取得者が認証後に遵守すべき事項	<p>基準においては「認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言やニュートラルラベルの表示においては、認証対象が特定されたものとし、認証対象活動を具体的に明確に提示すること。」とされているが、これはスペース等の関係でどうしても情報提供を制限せざるを得ない場合は最低限、CN 対象活動と期間を示せば良いと言う理解でよいか。</p> <p>情報提供については、可能な限り詳細に記載することが望ましいと考えられるが、表示スペース等の制限についてもご配慮いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、原則として認証番号、制度管理者の定めるウェブサイト、及び認証取得者名を明示することとし、消費者等に誤解を与える可能性がある場合は、加えて当該認証対象活動を特定できる情報、その他の必要な情報を明示することと修正いたしました。</p>
28	3.1.3.3 認証取得者が認証後に遵守すべき事項 3.2.1 計画申請 A2.3.1 モニタリング体制の構築	<p>苦情および算定データ等の情報の保管が定められているが、基準上は年限の定めが記載されていないことから最低限の年限を示していただきたい。</p>	<p>認証取得後（カーボン・ニュートラル計画登録の場合は計画登録後）最低5年と定め、該当項目を修正いたしました。</p>
29	3.2.1.6 計画申請の回数制限	<p>①「制度管理者が別途定める場合」の定義が曖昧。具体的なケースを明示されたい。</p> <p>②「同一の者」の定義が曖昧であるため確認したい。 申請者が同一の場合、対象活動・組織境界が同一の場合、対象期間が同一の場合のケースが考えられるがどのような組み合わせで同一の者と判断されるのか。同一の申請者が工場、事業上の一部を複数切り出して、同一年度を対象にそれぞれ計画登録を申請することは可能なのか。</p> <p>③「同一の者が認証申請と同時に、認証申請の対象年度以降の計画に対する計画申請を行う場合はこの限りではない。」とあるが、同時であることに限定する必要はないのではないのか。同時でなくても認めていただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「制度管理者が別途定める場合」は想定されないことから、「制度管理者が別途定める場合」を削除し、「同一の者」を「同一の申請者」と改め、また、③の意見にある「同時」という表現を削除する等、該当箇所を修正しました。</p>
30	3.2.3.2 計画登録の効果	<p>定型の表現形式を示していただくのは大変ありがたい。 しかしながら、定型の表現に限定することなく、事前の確認を経て、同様の趣旨が伝わる表現であれば認めるというプロセスも残していただきたい。</p>	<p>定型の表現以外の文言を使用される場合でも、3.2.3.3③にあるとおり、書面により事前に制度事務局に申請し、登録認証委員会による承認を得ましたら使用することができます。</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
31	3.2.3.2 計画登録の効果	計画登録についてはクレジットのコストは発生しないものの、CN 認証と同等の手間がかかる割には、メリットが薄いと感じている。CN 計画登録においても計画登録用の新たなラベルを作成するなどして、企業の今後 CN 化を目指すという姿勢や、現在 CN 化に取り組んでいることを示せるような「企業が使いたくなるラベル」を創設してはどうか。	計画登録用のラベルの付与については、平成 23 年度に開催されたカーボン・オフセット活性化検討会において一定の議論がなされており、否定的な御意見が多かったことから付与しないこととしております。一方、頂いたご意見を参考に、ラベルの付与に限らず、制度参加のアピール方法等については、次回以降の運営委員会で諮る方向で検討してまいります。
32	A1.2.1 算定対象となる活動 表 12 算定対象となる活動の種類	①上流、自社、下流で区分できない外部サーバーや紙の利用等が存在することから、例えば現状の表 12 に「その他」という項目を加えてみてはどうか ②表 1 2 は製造業を前提としたカテゴリわけと理解している。サービス業の ISO14001 取得企業等においては紙の利用に着目した環境活動を行っているところが多く存在することから、特出しでカテゴリを設けてはどうか ③必ずしもスコープ 3 のカテゴリ分けは表 12 に従う必要は無く、活動量データ取得単位等で分類する方法もあることを示してはどうか（サービス業の事務所における水の利用、OA 用紙の利用等）。	①表 12 については、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver1.0」（環境省、2012）をもとに、変更しました。変更後では、「その他」という項目が設けられております。 ②、③については、スコープ 3 の議論を見極めた上で、検討してまいります。
33	A1.2.3 排出源	基準に記載されている排出源の定義と特定はスコープ 3 についてはそぐわないと考えられる。幅広いサプライチェーンを対象に算定を行う場合、排出源の特定、列挙だけで膨大な労力が求められることから、スコープ 3 については別な手法を認めていただきたい。 (例えば自社の事務所で用いる OA 用紙を CN 対象範囲に含めた場合に原料採掘工程、製造工程、輸送工程の全てにおける各燃料種別を特定する必要があることになり、実際の算定は原単位等を用いる可能性が高いが、モニタリングポイントと一致しない排出源の特定に膨大な労力が必要になると解釈される可能性がある)	別の手法を用いる場合は、まずは事前に制度事務局にご相談いただければと考えております。

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
34	A3.1 温室効果ガス排出量の算定	<p>より多くの算定方法案の例示を御願いたい。</p> <p>表 17 に例示されている手法より精度が高いと考えられる算定手法を用いる場合でも、登録認証委員会の承認が必要になるため、承認所得までの手間と時間を回避するため、本基準に例示されている算定手法が一般化する懸念がある。</p> <p>登録認証委員会がどの程度の頻度で開催されるかにもよるが、一つの算定方法を認めてもらうために質疑等も含め複数回の委員会での議論を経る可能性も考えると、長ければ算定方法の承認を得るために半年程度かかってしまう可能性もあると考えられる。申請者が円滑に CN 認証を取得できるよう、スコープ 3 についてはより多くの算定方法案を示していただき、承認を得る時間を短縮できるようご配慮いただきたい。</p>	<p>変更後の表 17 には、原単位を用いて算定する方法を例示しておりますが、その他の詳細な算定方法は「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver1.0」を参照いただきたいと思います。また、こちらに記載されている算定方法以外を用いる場合は、まずは制度事務局にご相談ください。</p>
35	A3.1 温室効果ガス排出量の算定	<p>排出量の算定についてはモニタリングポイントごとに CO2 換算し小数点以下は切り捨てるべきとされているが、1.3.1 算定にかかる原則の保守性と矛盾する。切捨てる条件とするべきではなく、「切り捨てることが出来る」等とし、基準年と対象期間の切捨て、切上げの扱いを一致させることを前提に整数値にするための保守的な切上げを認めてはどうか。</p> <p>またモニタリングポイントごとに CO2 換算することが求められているが、排出活動種別や燃料種別、排出係数種別などでの集計も認めていただきたい。</p>	<p>モニタリングポイントごとに CO2 換算された排出量については、保守性の観点から該当項目を修正し、原則として切上げとし、切り捨てにも対応できることといたしました。</p> <p>また、現状では活動量はモニタリングポイントごとに把握することになっておりますので、CO2 換算も把握された活動量ごとにしていただくこととなりますが、CO2 換算手法については、簡素化することが技術的に可能であるか検討し、可能であれば、次回以降の運営委員会でご提案させていただきたいと考えております。</p>
36	当面の特例 2.2 平成 24 年度までに発行されたクレジットの取扱いに関する特例	<p>平成 24 年度までの削減・吸収活動に由来するクレジットであれば、登録簿の運用が継続する限り、総量の半数未満の条件を残し、少なくとも平成 24 年度までの CN 対象期間には充当できるよう改訂いただくよう強く御願います。</p> <p>現在の基準は平成 24 年度までに発行された制度管理者が別に認めるもの（国内クレジットと都道府県 J-VER）を平成 24 年度中に無効化するのであれば、CN 認証に用いることが出来ると解釈しているが、平成 24 年度中に削減活動を行い、平成 25 年度中に発行されるクレジットも多数存在すると考えられ、これら二つの制度でのクレジット創出者が被る不利益は大きい。</p> <p>利用可能な年限を発行時期で制限すること、それがクレジットの</p>	<p>現在、国内クレジット制度と J-VER 制度の統合について別途議論されていることもあり、議論の目途が立ってから、それらの国内におけるクレジットの全体整理をする中で、検討させていただきます。</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>精度（ISO14065 等）において差異化されることは、京都クレジットや J-VER が潤沢に発行されていることを考えると、差異化される根拠も曖昧である。</p> <p>制度の年限が平成 24 年度中ということであれば、京都議定書の第二約束期間を日本が離脱したこと、J-VER 制度においても発行対象期間は平成 24 年度末までとされていることを考えると、国内クレジットと都道府県 J-VER のみが利用可能な年限を平成 24 年度までに発行し平成 24 年度中に無効化する必要があると差異化する必要はないと考えられる。</p> <p>期間上も利用が制限されている 2 制度に参加するクレジット創出者の需要が制限される不安感を払拭するためにも、量的制限の二分の一未満の条件は残し、各種クレジット創出制度期間中に削減・吸収活動を行ったものについては利用可能であるように改訂いただきたい。</p> <p>クレジットの有効期限について明記されているのは J-VER の FAQ における「発行済みクレジットの有効期限が存在しない」という例のみで、上記課題は、他の制度におけるそれぞれの創出制度年限後のクレジットの発行手続き等が関与するため、2013 年度以降の新クレジット制度の在り方に関する検討会の検討結果とも関わる可能性があるが、少なくともクレジットの利用側を定義する本基準において利用可能とする意思があることを示していただきたい。そうしなければ、現在計画登録中の企業や今後計画登録を行おうとする企業においてはクレジットの事前の確保や予算化等を困難にし、CN 化を阻害すると考えられる。</p>	